

# 岡谷市議会基本条例

## 目次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条）

#### 第2章 議会及び議員の責務並びに活動原則（第2条―第6条）

#### 第3章 市民と議会の関係（第7条―第9条）

#### 第4章 議会と市長等の関係（第10条―第13条）

#### 第5章 議会の体制整備（第14条―第24条）

#### 第6章 他条例等との関係等（第25条―第27条）

### 附則

岡谷市は、昭和11年4月の市制施行以来、時代の変遷による幾多の困難を先人の不断の努力により乗り越え、地域の中核都市として発展を遂げてまいりました。

そして現在、地方分権の推進、住民自治の確立が時代の要請となり、地方自治体が自らの責任において将来に向けたまちづくりを進めるときにあつて、地方自治体の議決機関としての議会の果たすべき役割は、ますます重要なものとなっています。

岡谷市議会においても、二元代表制のもと、市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちつつ、市民の負託に応え得る議会、積極的な情報の収集、発信により市民とともに歩む議会の具現化に向け、議会機能を発揮することが求められています。

このような認識の下、岡谷市議会は歴代議会が真摯に取り組んできた議会改革を礎にして、議会や議員が果たすべき役割、さらに議会と市民、行政との関係を明確にし、掲げた目的を達成するための本市議会における最高規範として、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもとでの議決機関としての岡谷市議会（以下「議会」という。）及び市民に選ばれた岡谷市議会議員（以下「議員」という。）の責務並びに活動原則等を明らかにし、その議会機能を発揮することにより市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の責務並びに活動原則

### （議会の責務及び活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会は、公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される議会を目指すこと。
- (2) 議会は、分かりやすい議会運営に努めるとともに、市政の議決機関として多様な手段により説明責任を果たし、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 議会は、政策立案及び政策提言により、住民意見の市政への反映に努めるとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の行政運営について監視及び評価を行うこと。
- (4) 議会は、時代の変化に対応した議会改革の推進に継続的に取り組むこと。

（議員の責務及び活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる責務及び原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、自らの考えや議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議員は、法令等を遵守し、調査及び研究を通じて自らの資質を高めるための研鑽に努めること。
- (4) 議員は、特定の地域、団体等に捉われず、全市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展を目指して活動すること。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、常に市民の代表であることを認識し、市民の信頼及び負託に的確に応えるため、政治倫理の確立と向上に努めなければならない。

（会派）

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するため、基本的な理念を共有する議員により会派を結成することができる。

- 2 会派は、構成する議員の意思を尊重し、その活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究、市政課題に関する情報収集及び議員活動に必要な研修等を行うものとする。
- 3 会派は、議会運営並びに政策立案及び政策提言に際し、必要に応じて会派間において調整を行い、合意形成に努めるものとする。

（危機管理）

第6条 議会は、災害等の発生に際し、岡谷市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるときは、岡谷市議会災害対策支援連絡会議を設置するとともに、市長等と連携協力し、情報の受発信並びに必要な措置及び対応について協議するものとする。

2 岡谷市議会災害対策支援連絡会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映させるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会（以下「委員会」という。）及び全員協議会その他の会議について、公開するよう努めるものとする。

3 議会は、専門的な意見及び識見を議案審議等に反映するため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。

4 議会は、委員会における請願又は陳情の審査に際し、提出者から意見陳述の申し出があったときは、特別の事由がない限り、意見を聴く機会を設けるものとする。

5 前項の規定による意見陳述の方法等は、別に定める。

(議会広報広聴の充実)

第8条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう、議会活動に関する情報を多様な手段を用いて積極的に公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議会広報広聴委員会を設置するものとする。

3 議会は、議会活動の報告及び市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上開催しなければならない。

4 議会広報広聴委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(議案に対する表決結果の公表)

第9条 議会は、全ての議案に対する各議員の表決結果を、原則公表する。

### 第4章 議会と市長等の関係

(市長等との関係)

第10条 議会は、二代表制のもと、市長等と相互の立場及び機能の違いを認識しながら、緊張ある関係の保持に努めなければならない。

2 議会の一般質問は、市民に分かりやすく、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。

3 本会議及び委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質疑及び質問に対して論点を明確にするため趣旨確認の発言をすることができる。

4 前項の趣旨確認の発言に関し必要な事項は、別に定める。

(監視機能)

第11条 議会は、市長等の行政運営が、適正かつ効果的に行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(説明及び資料請求)

第12条 議会は、市長が提案する議案の審議に当たって、必要な事項を明確に分かりやすく説明すること及び必要な資料を求めることができる。

2 議員は、市政の調査研究等のため、必要に応じて市長等に対し、行政運営に関する説明及び必要な資料を求めることができる。

(議会の議決事件)

第13条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件について効果的に活用するよう努めるものとする。

2 前項に規定する議会の議決すべき事件は、別に条例で定める。

## 第5章 議会の体制整備

(政策立案機能)

第14条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の提案及び議案の修正等により、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(政策討論会議)

第15条 議会は、市政の重要な政策及び課題等に対して、議員間での共通認識を深めるとともに、市長等への政策提言及び政策提案を行うため、政策討論会議を開催することができる。

2 政策討論会議の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(議員研修の充実)

第16条 議会は、議員の資質向上並びに政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修の充実に努めなければならない。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、負託された責務を果たすため、専門的知識を有する者等の知見を積極的

に活用するものとする。

(交流及び連携の推進)

第18条 議会は、その機能強化に資する調査研究のため、他の自治体の議会と積極的に交流及び連携を図るものとする。

(委員会)

第19条 委員会は、その特性を活かした委員会運営に努めなければならない。

2 委員会は、審査に当たって、資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 委員会が実施した行政視察については、議会において報告会を開催するとともに、その内容を公表するものとする。

(議員定数)

第20条 議会は、議員定数を変更する場合は、市政の状況及び社会情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。

(議員報酬)

第21条 議会は、議員報酬を改定する場合は、市政の現状及び社会経済情勢を考慮し、市民等の意見を聴取しながら、岡谷市の実情にあったものにしていくものとする。

(政務活動費)

第22条 議員は、政務活動費が市政課題及び市民意見を把握し市政に反映させる活動等のため交付されるものであることを認識し、岡谷市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年岡谷市条例第13号)の規定により、適正に執行しなければならない。

2 議長は、政務活動費の使途について、収支報告書を積極的に公表しなければならない。

(議会改革検討委員会)

第23条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを推進するため、議会改革検討委員会を設置するものとする。

2 議会改革検討委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(議会事務局)

第24条 議会は、円滑かつ効率的な議会運営及び議会活動を補助するため、議会事務局の機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

第6章 他条例等との関係等

(最高規範性)

第25条 この条例は、本市議会における最高規範であり、議会に関する他条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例と整合を図るものとする。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員に対し、改選ごと速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(目的達成状況の検証等)

第26条 議会は、この条例の目的達成状況について、毎年検証しなければならない。

2 前項の検証は、議会改革検討委員会において行い、その内容を公表するものとする。

(条例等の見直し)

第27条 議会は、前条の検証に基づいて、この条例を含む議会に関する条例、規則等の改正等が必要と認める場合は必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。